

公的研究費の不正使用防止に関する取り組み

株式会社トリプル・アイでは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定 令和 3 年 2 月 1 日改正）に沿って、研究活動における公的研究費の適正な運営：管理及び不正使用を防止するための対応に関する規程を定め、その規程に則り以下の体制を整備しています。

公的研究費の使用に関する行動規範

当社は、公的研究費による研究の運営・管理に関わる全ての従業員に対する行動規範を作成しております。「公的研究費の使用に関する行動規範」（2017 年 4 月 1 日）

公的研究費の不正使用防止の基本方針

当社は、公的研究費の不正使用防止の基本方針を定めています。「公的研究費の不正使用防止の基本方針」（2017 年 4 月 1 日）

公的研究費の管理体制

当社では、公的研究費の適切な管理のために、以下の責任者を定めています。

- ・最高管理責任者：社長
- ・統括管理責任者：総務部長
- ・コンプライアンス推進責任者：研究活動、公的研究費の運営・管理に関わる各部部长

相談・通報窓口

当社では、不正行為等に関する相談・通報窓口を以下のとおり設置しています。

株式会社トリプル・アイ 総務部

〒606-8436 京都市左京区粟田口烏居町 47 番地

TEL:075-762-0777 FAX:075-762-0776

Eメール：info@te-tripleeye.com

公的研究費に関わる物品の調達について

当社では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に従って、各取引業者様にもご協力をお願いしております。当該ガイドライン及び当社「公的研究費の使用に関する行動規範」につきましてご理解をいただき、公的研究費に関わる一定以上の物品を納入していただく取引業者様には、「取引に関わる誓約書」のご提出をお願いいたします。事情ご高察のうえ、何卒ご協力の程お願い申し上げます。